

◎ 外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>「一〇九 略」</p> <p>十 居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、ロシア連邦を原産地とし、海上において輸送される原油又は石油製品の購入価格が上限価格を超える購入に関連するものうち、次に掲げる業務に係る当該非居住者に対し行う労務又は便益の提供。ただし、当該労務又は便益の提供のうち、当該原油若しくは石油製品の上限価格以下の購入価格の記載がある書面（その写し及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下この号において同じ。）を保存し、財務大臣の求めに応じて当該書面を提示することができるとき、又は当該書面の入手が困難な者にあつては、当該購入価格が当該原油若しくは石油製品の上限価格以下であることを確認できる書面を保存し、財務大臣の求めに応じて当該書面を提示することができるとき（主務大臣がロシア産原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることを確認したとみなされる場合として定める場合（ロシア産原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることを確認したとみなされる場合を定める件（令和六年二月財務省、経済産業省告示第一号）で定める場合をいう。）を含む。）は、この限りでない。</p> <p>「一〇二 略」</p> <p>「十一・十二 略」</p> <p>〔備考 略〕</p>	<p>「一〇九 同上」</p> <p>十 居住者が非居住者との間で行う役務取引であつて、ロシア連邦を原産地とし、海上において輸送される原油又は石油製品の購入価格が上限価格を超える購入に関連するものうち、次に掲げる業務に係る当該非居住者に対し行う労務又は便益の提供。ただし、当該労務又は便益の提供のうち、当該原油若しくは石油製品の上限価格以下の購入価格の記載がある書面を保存し、財務大臣の求めに応じて当該書面を提示することができるとき、又は当該書面の入手が困難な者にあつては、当該購入価格が当該原油若しくは石油製品の上限価格以下であることを確認できる書面を保存し、財務大臣の求めに応じて当該書面を提示することができるとき、若しくは当該労務又は便益の提供の条件として約款に我が国の法令に基づく制裁、禁止若しくは制限に関する特別条項を記載しているときは、この限りでない。</p> <p>「一〇二 同上」</p> <p>「十一・十二 同上」</p> <p>〔備考 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	